

魚津市告示第89号

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱
の一部改正について

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成25年魚津市告示第83号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月20日

魚津市長 村椿 晃

第1条中「母等」を「母子家庭の母及び父子家庭の父」に改める。

第2条中「住所を有する」を「住民登録のある」に改め、同条第1号中「ただし、」を削る。

第4条第1項第1号中「80万円」を「160万円」に改める。

第4条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、令和4年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金についてはなお従前の例によることとし、前項第1号中「160万円」とあるのは「80万円」と読み替えて支給するものとする。

附則第4項中「受講対象講座指定申請」を「令和3年7月以前分の訓練給付金に係る受講対象講座指定申請」に、「寡婦控除」を「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）において寡婦控除」に、「あるときは」を「あったときは」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「以下、同じです。」を「以下同じ。」に、「6割相当額」を「6割」に、「上限80万円」を「上限160万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の

間所要の調整をして使用することができる。